主 文

本件抗告を却下する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

最高裁判所のなした決定に対しては、さらに抗告を申立てることは許されない。 よつて本件抗告は不適法として却下すべく、抗告費用は抗告人に負担させること > し、主文のとおり決定する。

昭和二八年一二月一八日

最高裁判所第二小法廷

		精	Щ	霜	裁判長裁判官
茂			Щ	栗	裁判官
重		勝	谷	小	裁判官
郎		八	田	藤	裁判官
郎	_	唯	村	谷	裁判官